

令和2年度 第9回大島町農業委員会総会議事録

令和2年度定例大島町農業委員会が、令和2年12月24日（木）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 1、土屋茂 | 2、春木望 | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一 |
| 6、向山吉昭 | 8、笠間隆夫 | 9、新保鐵雄 | 10、中拂晶 | 11、中村富長 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 3、橋爪重徳

4、出席職員は次の通り

中田太	産業課長
本間百展	主事

5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告
日程第2： 農地の権利移動の許可について
日程第3： その他

6、本日の書記は次の通り

主事 本間百展

土屋議長 それでは、令和2年度第9回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中2名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は8番委員と9番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いたします。それでは、日程第1「会長報告」です。事務局から、報告をお願いします。

事務局(本間) 農地の転用事実に関する照会書についてです。申請人は□▲丁目▲番▲号、○○。申請地は□▲番▲、□▲番▲、□▲番▲。面積は▲㎡、▲㎡、▲㎡です。照会事由ですが、畑を山林に地目変更するためというものです。11月12日の現況調査には農業委員4名(春木、新保、山本、中拂)と事務局1名で行いました。現地は、写真のとおりで地目の変更は山林と判断いたしました。登記官あての回答書が2P、現地の写真が3Pになります。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。以上で会長報告を終わります。続きまして日程第2「農地の権利移動の許可について」議案第14号です。事務局から、内容の説明をお願いします。

事務局(本間) 説明させていただきます。6Pの議案14号と9Pの議案15号を併せて説明させていただきます。理由としては申請人の方が1,000㎡の農地を所有していないために、2つの議案を併せて通すことで、その条件である1,000㎡を越えるためということになります。まず議案14号、申請人及び買受人は□▲-▲、○○、▲歳。売渡人は□▲-▲-▲、○○、▲歳。申請地は□▲番▲、▲番▲、面積は▲㎡と▲㎡でございます。申請事由ですが、申請地を有償にて取得し、果樹、野菜などを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況としましては、常時従事者1名、労力につきまして男1名となっております。7Pをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。申請地は、□を□方面に▲m程進み左折し、道なりに▲m程進んだ進行方向左手に位置します。次のページをご覧くださいと申請地の公図となります。続きまして議案の15号を説明させていただきます。先ほどは所有権の移転ですが、こちらは農地の権利設定になります。申請人及び借受人は□▲-▲、○○、▲歳。貸渡人は□▲-▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は一部になりまして▲㎡でございます。申請事由ですが、申請地を貸借し、果樹、野菜などを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況としまして、常時従事者1名、労力につきまして男1名となっております。10Pをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。申請地は、□を□方面に▲m程進み左折し、道なりに▲m程進み右折し、▲m程進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいと申請地の公図となります。公図なんですけど、▲㎡だけ借りるんですが、借りる部分の記載をしてなく、これだと全部という風に見えてしまいますので、場所の方をお伝えさせていただきます。真ん中に▲-▲という数字があると思いますが、この下の辺りに正方形で▲㎡。今現在開墾し、耕作している状態となっております。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、9番。

新保委員 補足説明をさせていただきます。事務局で言われたとおり、□▲-▲、▲番▲、▲㎡と▲㎡。これは地図を見て頂くと分かると思うのですが、▲-▲は住宅となっております。住宅を挟んで両サイドが▲-▲と▲-▲になります。私としては日当たりもよく問題はないと思っております。先ほど事務局で言われたとおり、1,000㎡に満たないので、□の方に▲㎡を求める。ここは○さんの土地ってことでしょうけれども、周りに家も建っております、▲-▲の丁度日当たりの良い真ん中辺を、▲㎡お借りすることになるか

と思います。風当たりもなく平坦な土地なので、耕作するには十分な土地だと思っております。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、4番。

小坂委員 借り渡し場所の▲㎡、▲-▲っていうのは、今の説明でいうと同じ地番になっているけど、9番委員の説明だとこの真ん中が▲-▲ですか。

事務局(本間) 全体の面積がもう少し大きいんですけども、その内の▲。その1, 000㎡に満たなかったんで、必要な面積、真ん中の方だけ借りるということ。

小坂委員 真ん中の方だけ借りるっていう。

事務局(本間) 元の面積を書いていないので、分かり辛かったです。すみません。

笠間委員 ○さんとしてはここからここまで借りられる。

事務局(本間) ○さんの畑はちゃんと綺麗に掃ってあって、もう分かり易くなっていますので。

小坂委員 この▲-▲の中の▲㎡だけ。この全体の面積は分からないってことですね、今。

事務局(本間) はい。今すぐには答えられないです。

小坂委員 でもこの中の▲㎡と。その場所は分からないですか。

事務局(本間) 場所は真ん中のあたりです。

小坂委員 ▲の真ん中あたりですか。

事務局(本間) ▲って数字が書いてあると思うんですけど、▲の数字のど真ん中ではなく、ちょっと下あたりです。入口に近い方に書いてあります。真ん中四角く。

小坂委員 そうすると、その地所へ行くのには道路から直接行けるんですか。借りてない地所を通らなくても行けるんですか。

事務局(本間) 借りていない地所を通らないといけません。

小坂委員 そのところは大丈夫ですか。

事務局(本間) その土地の所有者の方から畑を借りるにあたって、通行の許可を得ています。

小坂委員 分かりました。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第14、15号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第14、15号については、原案のとおり承認いたします。続きまして議案16号について、事務局から内容の説明をお願いします。

事務局(本間) 農地の権利移動の許可についてです。申請人及び譲受人は□▲、○○、▲歳。譲渡人は3名います。□▲、○○、▲歳。□▲番地▲、○○、▲歳。□▲丁目▲番地▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、申請地無償にて取得し、野菜などを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況としまして、常時従事者1名、労力として男1名となっております。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□から□方面に▲m程進み左折し、道なりに▲m程進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、6番。
- 向山委員 議案16号、〇〇からの農地の権利の移動についての補足説明をいたします。令和2年12月20日、日曜、地元委員の中村さん、小坂さん、私の3委員、申請者の〇君の4名にて申請地の現地確認調査をいたしました。その結果、3委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしくをお願いいたします。まず、申請地は農振地域です。周りは北側と東側は農振、南側と西側は空き地となっております。申請地の周りは樺の大木に覆われる防風林となっており、畑内は平地で日当たりも良く日照時間も長く、最良の畑です。海岸から離れておりますので、塩害も少ないと思います。農業用水は敷設されていると思ったんですけど、敷設なしです。本人は欲しいと言っておりました。畑内の南側半分は竹と雑木のため、業者に依頼して伐採、伐根、耕運、後に野菜を作付けするとのこと。また、周辺住宅の下は町道になっているんですけども、U字溝になっています。そこへの土砂流入とか排水の流出も土手になっているので、考えられません。譲受人と譲渡人の関係は、譲渡人の妻が譲受人の姉さんです。申請地の場所は先ほど事務局の説明いたしましたとおりです。以上、補足説明を終わります。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第16号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 土屋議長 全員賛成ですので、議案第16号については、原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第3「その他」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(本間) 説明させていただきます。15Pからになりまして農業委員会だよりについてです。農政部会の方たちに、新規就農センターの卒業生のところなどに実際に行って頂いて、記事を書いて頂きまして、今こういう形で今年案が上がってきております。ご覧頂いて特に何か追加したいとか、変えてほしいとか無ければ、これで来年の2月1日付での発行を依頼したいと思っております。いかがでしょうか。
- 土屋議長 はい、6番。
- 向山委員 最後の方に有害鳥獣の対策について書いてありますが、内容はこれでいいんですけど、『キョン、サル、リスなどの有害鳥獣について、大島町農業委員会では、東京都に対して重点的な対策が図られるように』と色々書いてありますね。その左側に『リス・サルの動物により農作物に被害を受けた時にはすぐに状況を』産業課ってことになってますよね。これについて課長に伺いたいんですけど、キョンは外来生物ですよね。例えば大島にいるのはニホンザルではなく、カニクイザル、尻尾の長い。
- 事務局(課長) タイワンザルです。
- 向山委員 よく私らは、リスはタイワンリスって言っているんですけど、これだと読み方が違いますよね。両方とも外来生物ですよね。
- 事務局(課長) 現在はタイワンリスのことをクリハラリスと呼んでいます。サルとリス両方とも外来生物です。

- 向山委員 キョンの場合は何年も前から東京都と話をして、責任もって退治するとなっていますね。サルとリスも大島からみれば外来生物ですよ。元々いないということは、公園で展示していたんですかね。
- 事務局(課長) 色々な説はあるようですが、大体公園からだそうです。その時の所有者は東京都ではなく民間でした。
- 向山委員 その当時は東京都ではなかったんですか。
- 事務局(課長) 公園から逃げ出したかもしれませんが、当時は民間だったため、その責任は東京都にはないということです。
- 向山委員 公の施設ではなかったんですか。
- 事務局(課長) 元々は民間の施設を東京都が買い取ったのか、その辺の経緯は分からないのですが。サルとリスが逃げ出した当時は、逃げ出したか分かりませんが、逃げ出したとした時の、その当時の所有者は民間の所有者でした。
- 向山委員 キョンは認めて、キョンは完全に東京都になってから脱走したんですよ。サルとリスは例えばですけど、戦争なんかで食糧難がありましたよね。その時に公園から動物が脱走したんじゃないかと、餌がないという園の都合で放したのか、どっちなのかそれを知りたいんですけど。キョンは脱走したことになっていますね。
- 事務局(課長) 私の方で詳しくは承知していないので、過去のことに詳しい人に聞いてみます。
- 向山委員 サルもリスもそういう公園から脱走したとか、園の餌がないから放したとか、よくそういう話がありますよね、外国でもね。どっちなのか知りたいと思って。さっき言った20Pの1番下のリス・サルは町の産業課へって書いてありますね。町の産業課が主なんですか、支庁じゃなくて。
- 事務局(本間) サル・リスの担当は私がやっていますので、私の方に連絡頂ければ。
- 向山委員 重点的に町の方で。
- 事務局(課長) そうですね、計画では外来種の駆除は市町村、町がやることになっております。
- 向山委員 先ほども言った公園の方のキョンと同じように重点的にやってもらわないと、と思いついて質問したんですけど、以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。はい、11番。
- 中村委員 今のサル・リスについては、東京都としては個人で飼育していたものを結果的には分からないにしても、今話したことが原因ではないかと判断しているわけですよ、それが何年頃か分かったらお願いします。
- 事務局(課長) それも併せて調べてみます。
- 土屋議長 はい、2番。
- 春木委員 公園を開園したのは昭和8年だって言っていました。ただサルに関しては、逃がすか銃殺するかで話し合ったらしいけど、可哀想だってことで放したらしいです。
- 向山委員 やっぱり。
- 春木委員 そういう風に聞いています。リスとキョンに関しては小屋が不十分のために隙間から逃げたってということですね。
- 中村委員 色々な情報があるから。
- 土屋議長 はい、8番。

- 笠間委員 細かいことなんですけども、私ら今まではタイワンリスと認識していたんですが、クリハラリスっていうのは別ですか。
- 事務局(本間) 正式名称がクリハラリスでした。
- 笠間委員 結果的には同じものですか。
- 事務局(本間) 正式名称がクリハラリスなので、クリハラリスにしていこうということで、町は全てクリハラリスに。町の中でタイワンリスと呼ばれ始めた理由とかは分からないですけども。
- 笠間委員 大島の人は殆どタイワンリスしか知らないと思います。それともう1件、農地利用状況調査をするって書いてありますでしょう、これは広報おおしまには載せてなかったですか。
- 事務局(本間) 農地利用状況調査は広報おおしまには載せていません。毎年、農業委員会の活動として、農業委員会だよりにこういう調査を行っていますということで載せております。
- 笠間委員 広報に載せてもらわないと、この前私らが行った時に、2人で話しながら坂を上っていたら、何やっているんだろうって見に来た人がいるんです。こういう格好をしているし説明すればちゃんと分かってくれるし、ご苦労さんってジュースまで持って来てくれたんだけど。広報にいつも9月頃でしたっけ、配るのは。
- 事務局(本間) 農業委員会だよりですか。
- 笠間委員 違う、これ。
- 事務局(本間) 5月です。
- 笠間委員 その前にできれば広報にも、委員会だよりだけじゃなくて。
- 事務局(本間) 分かりました。5月号とかに、これから農業委員さんが1年かけて調査に回りますって形で載せさせていただきます。
- 五十嵐委員 あんまり農業委員会だよりは読んでいないよね。
- 笠間委員 広報の方が良いんじゃないかと思いました。
- 小坂委員 農家じゃなきゃ農業委員会だよりは読まないですよ。
- 土屋議長 他にありますか。
- 小坂委員 農業委員会だよりについて、今の有害鳥獣に対して。今年度あるいは前年度のリス・サル・キョンの捕獲数が分かったら、それも載せといてもらえれば。
- 事務局(本間) はい。
- 小坂委員 現在捕獲しているんでしょう。
- 事務局(本間) 捕獲しています。
- 小坂委員 サルが凄いです、増えて。
- 事務局(本間) 今年、サルはかなり捕れています。
- 小坂委員 道路に出て遊び回っています、コロコロしたのが。
- 五十嵐委員 カラスも凄い。
- 小坂委員 カラスも増えました。だからどんだけ捕獲しているのか、それとも捕獲していないのか、今までの捕獲の罠がなくなっているのか、他に移動しているのか、何しろ差木地は凄いです。キョンにリスにサルにカラスにとって動物園ですよ。わざわざ黒潮小屋まで行かな

くても差木地を歩いただけで、キョンなんか2、3m先に行って振り返って見えていますよ。逃げないよ、最近は。

五十嵐委員 いつも家の方を歩いています。

小坂委員 何とかしてもらいたいです。

土屋議長 はい、6番。

向山委員 また動物のことについてですけど、差木地地区には入ったら逃げないような、カラスの捕獲用構造物が3ヶ所もあるんです。1ヶ所は差木地のシクボ〇さんって人がいるんですが、そこの横にあって、もう1ヶ所は〇〇さん、亡くなっているけど、そこのハウスの下にあって、あとは滝川の貯水池の北側、前に見に行ったことがありましたよね。3ヶ所、他に差木地地区で設置場所ありますか。

事務局(本間) 直ぐにはお答えできないんですけども、現在差木地地区の方は、カラスのトラップは稼働させていないです。

向山委員 やっぱり。この3ヶ所あって、最初に言ったシクボの構造物はちゃんとなっているんですよ、ところがこの頃は穴が開いて入っても下から見えるようになっていたんです。入っても逃げられちゃうから修理をお願いしますって、この会で言ったはずなんです。言った月日は定かじゃないんですけど、確か1年くらい経っていると思います。「はい、やります。」って話だったんですが、今回この調査をやっている時見たらそのままになっています。中に餌をやるところに水が溜まって草や蔓が中に落ちています。建物はちゃんとなっているから土台だけ直せば。あとは〇さんのところは撤去されていて、無いでしょ。滝川ダム貯水池の北側にあったのは取付道路をやるって言って撤去していて、無いんです。今は差木地の3ヶ所あったのが、全部稼働してないんです。2ヶ所無いし、1ヶ所はそういうわけで修理していないし。だから他に何処かあるのかなと思って聞いたんですけど。

事務局(本間) 差木地のカラスを捕獲する方でトラップを見て頂ける方がいらっしゃらないので、修理をしても稼働させられないんです、今の状況としては。差木地の方は皆さん銃の方で捕って頂いておりますけれども、トラップを使っては人がいないので、稼働はさせられていない、修理もできない状況です。

向山委員 これから何処か造る予定があるとか、その先の流れで修理をするとかって予定は。

事務局(本間) 今のところないです。

向山委員 だけど建物はまだ丈夫だから土台だけ板を張ればちゃんと活動はできるから。あそこ昔はよく掛かったんです。かなりリスが入っていたんです。差木地は今、カラスは集団で回っているんです。トウシキの方へ行ったり、山へ行ったり、町の中に来て電柱にたむろしたり。サルも〇〇さんところに橋があるんです、差木地に。その近くにサルの大きい捕獲のあれが、入ったら出ないように、中にはサツマがいっぱい置いてあるんです。あれは何処で管理しているんだか、業者に頼んであるんでしょう。

事務局(本間) そうですね、サルのトラップも大島中にあるんですけど、そこは今、〇〇さんをお願いしています。

向山委員 見たら、中には一匹も入っていないけど、周りには物凄い集団でいました。サルは差木地に凄いです。以上です。

- 土屋議長 はい、4番。
- 小坂委員 今回のサルは、そこだけですか。
- 事務局(本間) 何ヶ所かあります。大島中で稼働している大きいやつは、20くらいあります。
- 小坂委員 それにしても増えていますね。○さんの下の方のこつき坂で10匹くらい道路に出ていて、下の○さんの畑と竹藪の中に、あそこはみんな竹藪になっているから、それにみんな逃げていったけど。何でもなければ動物は可愛いんだけど。最近ではサツマばかりじゃなくて、こんな小さい大根まで引っこ抜いて食べちゃって、作物は全然できなくなりました。○○さんのところにも見に行っただけで、作物はどうしているか聞いたら、サルにやられてどうしようもないと。大根にも防鳥ネットを被せてあるって。こうすればサルが絡まっちゃって中々取れないからって。一応工夫してやっていたけど。果物の柿なんか今年百何十個数えてみたんです。今年は1個くらい食べられるかなと思ったら、翌日行ってみたら何にもない、ミカンも。いよかんが去年は全部やられちゃったんだけど、今年は秋まであるから大丈夫かなと思ったら、それも1日で。下に落ちているのまで、腐ってカビの生えたものを除いたら全部やられちゃった。もう手のつけようない。口に入るものはみんな駄目ですね。何とかしてもらいたいです、できることなら。
- 土屋議長 はい、11番。
- 中村委員 増える数と捕る数とのバランスがどうですかね。キョンは年間に2回子どもを産むっていうし、確か6番委員さんが言っていましたけど、そばに行っても逃げないものね。町中にいますよ。すみませんけど、何とかするようお願いします。
- 小坂委員 さっき課長から東京都じゃないって言ったけど、東京都も国もこういう時は面倒を見てくれないと。これは農家だけではどうしようもないから。自己管理するって言ったって、管理しきれないから。
- 土屋議長 よろしくをお願いします。
- 小坂委員 会長もですよ。農業会議に出たら、東京都の方へどんどん言ってください、そういうことを。
- 事務局(本間) 先月皆さんで審議して頂いたと思いますので、国と都には要望書を出しますので。
- 中村委員 お願いします。
- 事務局(課長) 財源的には町の事業に対して東京都から3/4のお金が出ているので、何もしないってわけではないのですが、一応ご承知してください。
- 土屋議長 その他何かございますか。特にないようですので、これをもちまして第9回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員